

平成27年10月26日（月曜日）

美里町議会行財政・議会活性化
調査特別委員会会議録

（第1日目）

平成27年 美里町議会行財政・議会活性化調査特別委員会会議録（第1号）

平成27年10月26日（月曜日）

出席委員（14名）

委員長 平 吹 俊 雄 君

副委員長 我 妻 薫 君

委 員 千 葉 一 男 君

藤 田 洋 一 君

櫻 井 功 紀 君

鈴 木 宏 通 君

吉 田 二 郎 君

佐 野 善 弘 君

福 田 淑 子 君

柳 田 政 喜 君

大 橋 昭太郎 君

橋 本 四 郎 君

山 岸 三 男 君

前 原 吉 宏 君

欠席委員（なし）

議 長 吉 田 眞 悦 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 吉 田 泉 君

事 務 局 次 長 佐 藤 俊 幸 君

主幹兼議事調査係長 相 澤 正 典 君

平成27年10月26日（月曜日） 午前9時30分 開議

第1 豪雨災害に備えた治水対策に関する要望について

本日の会議に付した事件

第1 豪雨災害に備えた治水対策に関する要望について

午前9時30分 開議

○委員長（平吹俊雄君） おはようございます。大変御苦勞さまでございます。

朝晩、大分冷えてきました。体調管理には十二分に注意していただきたいと、こう思っております。

それでは、ただいまから行財政・議会活性化調査特別委員会を開きます。

座らせて進めさせていただきます。

ただいまの出席委員14名でありますので、本特別委員会は成立しております。

会議に先立ち、運営小委員会から、豪雨災害に備えた治水対策に関する要望書（案）が示されましたので、お手元に配付いたしましたとおりであります。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 豪雨災害に備えた治水対策に関する要望について

○委員長（平吹俊雄君） 日程第1、豪雨災害に備えた治水対策に関する要望についてを議題といたします。

平成27年9月24日の本特別委員会において、平成27年9月10日から11日にかけての大雨により本町に多大なる被害が発生したことから、県へ要望書を提出することとし、またその案文については運営小委員会に一任をされておりました。平成27年10月6日に運営小委員会が開催され、案文につきましては、配付したとおりでございます。

豪雨災害に備えた治水対策に関する要望書（案）のとおりといたしました。

これにつきまして、御説明いたします。

まず、事務局長に要望書（案）を朗読いたさせます。事務局長。

○議会事務局長（吉田 泉君） 命により朗読いたします。

豪雨災害に備えた治水対策に関する要望書（案）。

平成27年9月の関東・東北豪雨災害において江合川、鳴瀬川は氾濫危険水位を超え、支流の出来川越流堤の決壊や田尻川、美女川の越水により本町では住宅の床上・床下浸水、及び多くの農地の冠水被害を受けました。

近年多くの地震が発生していることによる堤体の脆弱化、さらには今後ゲリラ豪雨や線状降水帯豪雨などによる多大な災害が懸念され、地域住民は大変な不安を抱いている状況にあります。特に昨年復旧されたばかりの名鰐越流堤が決壊したことについては、住民から不安と不信の声が多く寄せられております。

つきましては、安心・安全なまちづくりと町民の生命財産を守るため、下記の事項について格別なる御高配を賜りたく、要望申し上げます。

記

1. 名鰯越流堤決壊の原因究明と復旧を急がれたい
2. 出来川河川改修事業の早期完成を図られたい
3. 国と連携し、江合川、鳴瀬川の危険箇所を把握し、具体的な対策を急がれたい
4. 田尻川、美女川などの支流について、治水対策を講じられたい

以下、記載のとおりです。

以上でございます。

○委員長（平吹俊雄君） ありがとうございます。

内容については、私から若干の補足説明をさせていただきます。

まず、全文については、今事務局長が朗読したとおりでありますので、要望項目の4点について若干申し上げたいと思います。

まず、1点目の名鰯越流堤決壊の原因究明と復旧を急がれたいについてであります。

名鰯越流堤は平成26年3月に完全復旧したところでありましたが、今回の大雨により再度決壊してしまいました。このことから、今回決壊した原因を究明していただくとともに、早期に復旧をお願いするものであります。

次に、2点目の出来川河川改修事業の早期完成を図られたいについてであります。

出来川河川改修事業についてであります。今回の災害のみならず、住民の安全・安心のためにも事業の早期完成を求めるものであります。

3点目、国と連携し、江合川、鳴瀬川の危険箇所を把握し、具体的な対策を急がれたいについてであります。

今回の災害において、過去の災害と同一の危険箇所が見受けられることから、早期に危険箇所を把握され、具体的な対策をお願いするものであります。また、1つの河川でも上流と下流など、区域によっては国と県での管理が異なる場合もあることから、国と連携しての対策を求めるものであります。

最後に、4点目の田尻川、美女川などの支流について、治水対策を講じられたいについてであります。

田尻川、美女川は、どちらも江合川水系の支流であり、今回決壊した大崎市の渋井川は鳴瀬川水系の支流であります。このことから、今回の災害では特に支流での災害が大きいことから、

支流に係る治水対策の強化を求めるものであります。

以上のとおりであります。

この件につきまして、各委員の御意見をいただきたいと思ひます。御意見ございませんか。

橋本委員。

○委員（橋本四郎君） 橋本です。2つお聞きいたします。

案の4項目の上にある「御配慮」、これはどういう気持ちでどういう日本語の解釈として、「御高配」です、あり得るのだから、その辺ひとつお願いしたいと思ひます。

それから、今回、各土木所なんか、一般的に私は「殿」と書いて今まで記憶しているのですけれども、間違わなければ、今回「様」とした理由は何なのか。この2つ。

○委員長（平吹俊雄君） 済みません、2番目のやつ、最後のほう、ちょっと聞き取れなかったのですが。はい、わかりました。

まず、1点目の最後の字句でございますが、「御高配を賜りたい」ということなのでございますが、考え方としては、やはりこういう要望書でございますので、標準的なそういう言葉を、また改めて、をつけたということで、前回もこのような内容で要望書を出していると、24年ですか、これを出しているということから、この「御高配」ということをここに掲げました。

それから、2点目の「様」につきましては、前回も「様」ということで要望書を提出しておりますので、そういう関係上、前回のことを見習いながらこの文章を作成したというところでございます。橋本委員。

○委員（橋本四郎君） 意味、お互いに日本語の解釈ですけれども、一般に「御高配」というのは相手に対してへりくだって言う言葉、上位の者に対して下位の者が言うのが「御高配」、お願いする、お願い申し上げます。だから、今回この中である文句を何のために書いてあるかと言ひますと、全部はそうでありませぬけれども、町民の不信が出ている、あるでしょう。この不信ということ、相手側に欠陥があったからだろうということでしょう。当然その場合に、御高配を賜りたく、こういう不信感を招かないように行政側は、県のほうはしっかりすべきだろうと。こういう意向だって私はあると思ひます。だから、何でこうへりくだるか。要するに、地方分権一括法の問題かなんかで、国も県も市町村も対等ですよ。こういった対等同士で話をする場合に、何でこうへりくだらなくちゃいか、それ、へりくだったんじゃない、へりくだったとしか私は思ひないけれども、その辺はどうです、いかがですか。

○委員長（平吹俊雄君） くどいようでございますけれども、前回の要望書ですか、の踏襲しながらこれを作成して、内容的には違ひましたけれども、最後の文言については前回の要望書を、

まずそれをそのとおりしたということでございますので、その辺は御理解願いたいと思います。

○委員（橋本四郎君）　こんなことで長く言いたくないけれども、問題は、何で県だからと、こうへりくだりながら話をするんだと。失敗したら向こうが過失があんだらばあなた方、これはもうしっかりするべきだろうというくらいの気持ちを持たなければ、町だから県に対してこう、変な丁寧な言葉を使ってへりくだるような形、これを私はやめるべきだと思うんです。

だから、いずれにしても、向こうとは対等なんで、ただ仕事の内容として県のする事業、これは町の事業、しかし県の事業の中でそういうような不信感を持たれるようなことがあれば、こんな不信感持つことをなぜしているんだと。このくらいの不信感で、地方分権の中で、特に小泉が地方も、地方もないですよと、こういうことで対等に見てきたものをみずから崩すような話は、私は余り賛成できないなと、こう申し上げたいと思うのです。それから、それもどうしても委員長、そういう話をしたいと思うんですけれども、私は賛成できない。

それから、もう一つは、「様」ですけれども、「殿」ですけれども、前そうだと言いますが、私は前は「殿」のような感じがしていたんですよ。本来、じゃあ「様」と「殿」との使い方、どうしますか。もう一度お願いします。

○委員長（平吹俊雄君）　先ほどお話ししたとおり、前回も「様」と、今「殿」と「様」の違いどうだということなのでございますが、やはりその内容については運営小委員会では話はしておりませんので、いわゆる運営小委員会では、前回の要望書を確認しながら「様」をつけたということでございます。以上です。

その他御意見ございませんか。（「なし」の声あり）

意見なしと認めます。お諮りいたします。要望書につきましては、案として示されたとおりとし、議長を通して提出したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（平吹俊雄君）　異議なしと認めます。よって、要望書につきましては、議長を通して案として示された内容で、宮城県土木部及び宮城県北部土木事務所に提出することに決しました。なお、提出日につきましては、11月2日に提出する方向で調整をさせていただきます。

以上をもちまして、行財政・議会活性化調査特別委員会の本日の会議を終了いたします。
大変御苦労さんでした。

午前9時43分　閉会

上記会議の経過は、事務局長吉田 泉が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

平成27年10月26日

委員長